

# 農林水産商工常任委員会資料

(平成22年10月6日)

件名

- 1 平成22年上半期取扱事件の概要について ..... 1
- 2 労働委員会個別労働関係紛争処理制度周知月間について ..... 3

労働委員会事務局

## 平成22年度上半期取扱事件の概要について

### 1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

該当なし

### 2 労働争議調整事件の取扱状況

#### (1) 新規報告分（平成22年4月～9月取扱分）

該当なし

#### (2) 調整事件一覧（年間取扱一覧）

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請月日	調整事項	開始月日	終結日 <区分>	調整回数	調整員
22(調)1号	C 争議 (C 労働組合)	あっせん	3.29	有給休暇について	3.29	5.10 <解決>	1回	(公)河本 (労)田村 (使)宮城

### 3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

#### (1) 新規報告分（平成22年4月～9月取扱分）

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 ・打切り理由等
22(個)第4号	労働者	未払賃金の支払い	2.22	9.13	打切り (204日)	1回	被申請者があっせんに応じる姿勢がないため
22(個)第7号	労働者	一方的な雇用打ち切り後の補償	3.29	5.18	解決 (51日)	1回	解決金を支払うこと等で合意
22(個)第8号	労働者	年休取得による不当な取扱い	3.30	4.19	解決 (21日)	1回	解雇の撤回等で合意
22(個)第9号	労働者	解雇の撤回ほか	5.10	6.17	打切り (39日)	2回	申請者と被申請者の主張の隔たりが大きいため
22(個)第10号	労働者	離職に関する話し合い	5.11	6.17	打切り (38日)	2回	申請者と被申請者の主張の隔たりが大きいため
22(個)第11号	労働者	解雇の撤回	5.17	7.8	打切り (53日)	1回	申請者と被申請者の主張の隔たりが大きいため

事件番号	申請者	あつせん事項	申請月日	終結月日	終結区分(処理日数)	あつせん回数	あつせん結果・打切り理由等
22(個)第12号	労働者	離職に関する話合い	6.7	6.24	解決(18日)	1回	解決金を支払うこと等で合意
22(個)第13号	労働者	車の修理代金の拒否ほか	6.18	9.22	打切り(97日)	1回	申請者と被申請者の主張の隔たりが大きいため
22(個)第14号	労働者	未払賃金の支払い	6.21	8.10	取下げ(51日)	—	労働基準監督署から未払賃金の立替払いを受けたため
22(個)第15号	労働者	適正な賃金の支払いほか	6.21	6.29	取下げ(9日)	—	労働基準監督署へ申告したため
22(個)第16号	労働者	最低賃金の差額請求ほか	6.24	8.17	解決(55日)	1回	解決金を支払うこと等で合意
22(個)第17号	労働者	パワハラ・セクハラに対する慰謝料の支払いほか	8.25	—	—	—	係属中
22(個)第18号	労働者	暴言に対する謝罪	9.3	—	—	—	係属中
22(個)第19号	労働者	未払賃金の支払いほか	9.3	—	—	—	係属中
22(個)第20号	労働者	未払賃金の支払いほか	9.9	—	—	—	係属中

(2) 平成22年度の上半期取扱事件の分類(終結分)

件数 (件)	紛争内容(重複集計) (件)				処理状況(実数) (件)					
	経営又は人事(解雇等)	賃金等(未払等)	労働条件等(勤務時間等)	職場の人間関係(嫌がらせ等)	解決	取下	打切	不開始	係属中	平均処理日数
11	7	7	2	2	4	2	5	0	4	57.8日

4 平成22年度上半期の個別労働関係紛争に係る労働相談の対応状況

件数 (件)	相談内容(重複集計) (件)				対応状況(実数) (件)		
	経営又は人事(解雇等)	賃金等(未払等)	労働条件等(勤務時間等)	職場の人間関係(嫌がらせ等)	説明・資料提供	あつせん制度説明	他機関紹介
81	23	28	25	25	61	8	12

## 労働委員会個別労働関係紛争処理制度周知月間について

平成22年10月6日  
労働委員会事務局

- 1 目的 10月を「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間と定め、全国の労働委員会とともに、種々の周知・広報活動を共同実施し、同制度の一層の利用促進を図る。
- 2 実施主体 労使ネットとつとり（鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター）の委員及び事務局職員
- 3 実施期間 10月1日（土）から10月31日（日）まで
- 4 実施内容
  - (1) 全国労働委員会共通ポスターの掲示  
全国の労働委員会と連携して作成したポスターを官公署などに掲示  
ポスター、リーフレット（ゲゲゲの鬼太郎を起用）  

・作成枚数	ポスター	500枚
	リーフレット	6,000枚
  - (2) 弁護士会等の県内関係機関へ個別労働関係紛争処理制度への協力を依頼
  - (3) 街頭リーフレット・ティッシュ配布  
10月 3日（日）ジャスコ鳥取北店、倉吉パープルタウン、ジャスコ日吉津店  
10月17日（日）倉吉パープルタウン  
10月24日（日）米子駅前サテイ
  - (4) 日曜労働相談会（委員、事務局職員）  
10月 3日（日）午前10時～午後3時（ジャスコ鳥取北店）  
10月17日（日）午前10時～午後3時（倉吉パープルタウン）  
10月24日（日）午前10時～午後3時（米子駅前サテイ）
  - (5) 12時間労働相談週間（事務局職員が電話相談、面談相談を行う。）  
10月 4日（月）～10月 8日（金） 午前8時～午後8時
  - (6) 新聞折込広告、フリーペーパー広告  
新聞、フリーペーパーにより日曜労働相談会、12時間労働相談をPRする。
  - (7) ラジオCM・出演  
労働委員会会長がラジオに出演するなどして 日曜労働相談会等をPRする。